

杉戸町立小中学校の適正規模及び適正 配置に関する基本方針

令和３年７月
杉戸町教育委員会

目 次

1	はじめに	3
2	町立小・中学校の現状	4
①	児童・生徒数の推移	4
②	児童・生徒数の将来推計	5
③	小・中学校の規模	5
3	学校の小規模化に伴うメリット・デメリット	6
4	適正規模・適正配置の基準	7
①	適正規模の考え方	7
②	適正配置の考え方	8
5	適正規模・適正配置の推進の方策	8
①	学校統廃合（学校再編）について	8
②	通学区域の見直しについて	9
6	適正規模・適正配置の具体的な進め方	9
①	学校統廃合（学校再編）の検討基準	9
②	学校統廃合（学校再編）の検討手順	9

1 はじめに

【学校規模の適正化が課題となる背景】

当町では、第2次杉戸町教育大綱において「子どもたちに未来を拓く力を育むまち」を未来像に掲げ、子どもたちが、学ぶ楽しさを実感し、未来につながる資質・能力を確実に育む、社会の変化に対応した教育を実践できるまちを目指しています。

その実現のためには、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。

一方、我が国の人口問題に視点を当てると、2008年（平成20年）をピークに人口減少局面に入り、合計特殊出生率も低水準で推移しており、今後、益々、人口減少・少子高齢化は進展するものと思われます。当町も例外ではなく、児童・生徒数は昭和58年をピークに年々減少しており、その傾向は今後も続くと推計されています。現に、既にクラス替えが出来ない単学級の学年を有する小・中学校が出ており、転出等の社会減によっては、今後複式学級が生じる可能性も想定される状況です。

また、学校の小規模化に伴う教育的デメリット及び学校運営上の課題の顕在化が懸念されていることから、少子化に対応した学校規模の適正化は当町を含め全国的に大きな課題となっており、学校設置者である各自治体には、より良い教育環境を子供たちに提供できるよう主体的な検討を行うことが求められています。

しかしながら、地域コミュニティの核としての性格を有することが多い学校の統廃合や通学区の見直しについての判断は、教育的観点のみならず、地域の様々な事情を総合的に考慮して検討しなければならない大変デリケートかつ困難な課題です。

以上のことから、杉戸町教育委員会では、将来を見据え、児童・生徒数の減少による教育条件の悪化や教育課題の顕在化が不可避であることが明らかな場合には、地域の将来像を全体的に構想する中で、時間的余裕を持って学校の統廃合等の適否に係る検討を始めることができるように「杉戸町立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を決定し、検討を始めるに当たっての一定の基準を設けるものです。

なお、本基本方針は令和2年8月21日に「杉戸町立小中学校通学区域等審議会」に「小中学校の適正規模及び適正配置について」の諮問を行い、令和3年5月24日に受けた答申を反映した内容となっています。

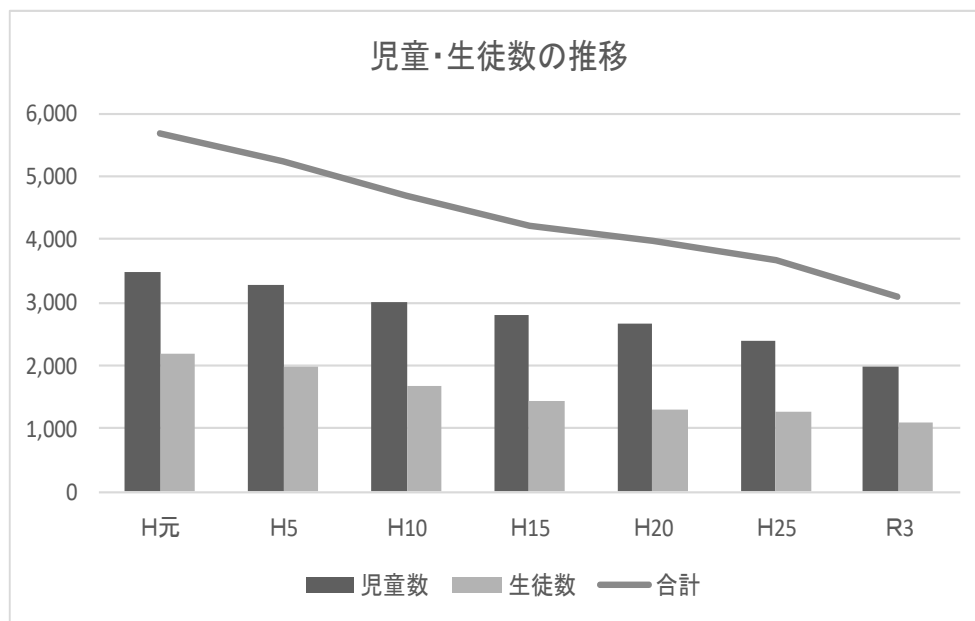
2 町立小・中学校の現状

① 児童・生徒数の推移

当町における児童・生徒数は、昭和58年度の6,775人をピークに、緩やかに減少し、令和3年度は3,105人となっています。ピーク時の約46%になり、半数以下にまで減少しています。

(単位：人)

	H元	H5	H10	H15	H20	H25	R3
児童数	3,487	3,273	3,002	2,803	2,674	2,401	1,988
生徒数	2,197	1,984	1,678	1,426	1,314	1,287	1,117
合計	5,684	5,257	4,680	4,229	3,988	3,688	3,105

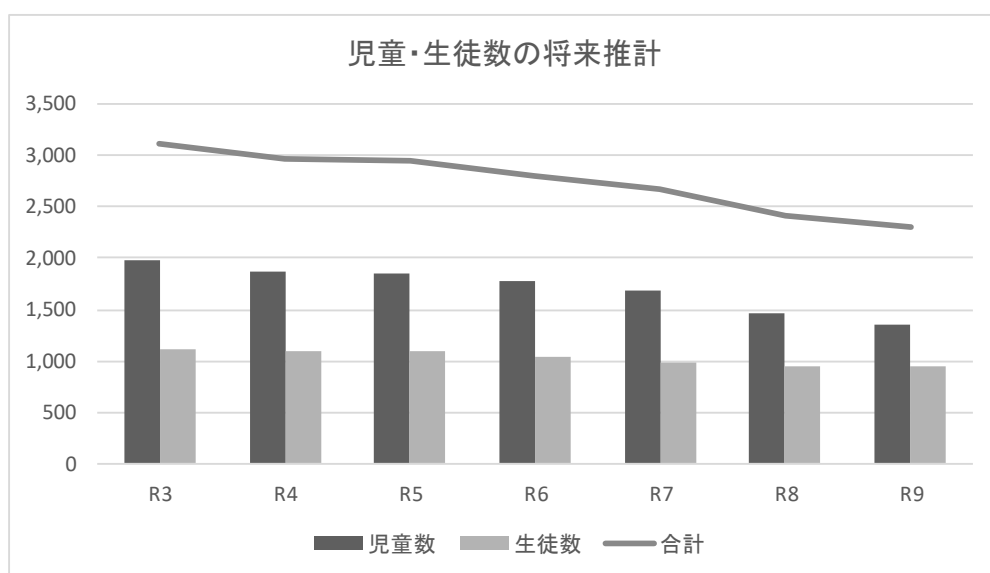


② 児童・生徒数の将来推計

人口減少と少子高齢化の流れは、今後も継続すると思われ、児童・生徒数の減少に伴う学校の小規模化はさらに進行すると考えられます。

(単位：人)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
児童数	1,988	1,878	1,844	1,769	1,680	1,464	1,349
生徒数	1,117	1,097	1,096	1,038	989	954	950
合計	3,105	2,975	2,940	2,807	2,669	2,418	2,299



③ 小・中学校の規模

次の表は、町立小・中学校の学校規模を普通学級の学級数別に、それぞれ示したものです。令和3年度現在、小学校が6学級から19学級、中学校では4学級から18学級と学校間で大きな開きが生じています。

将来的には、令和4年度に東中学校が各学年単学級となり、令和7年度以降、転出等の社会減によっては、泉小学校で複式学級が発生することも想定されます。

なお、全国の公立小学校全学年で令和3年度から段階的に「35人学級」に移行することが予定されておりますので、すべての学年で1学級の児童の上限を35人とする「35人学級」となった場合の令和9年度の町立小学校の規模の見込みについても示します。

町立小学校の規模(普通学級)

令和3年5月1日現在

〈小学校〉

学級数	令和3年度		令和9年度(見込み)	
6以下	1校	泉(6)	3校	杉戸第三・泉※・高野台(6)
7～11	3校	杉戸第三(8)、西・高野台(11)	1校	西(9)
12～18	1校	杉戸第二(13)	2校	杉戸(14)、杉戸第二(12)
19以上	1校	杉戸(19)	—	—

※泉小は今後の児童の推移によっては4学年と5学年で複式学級の可能性もあり

《1学級35人の場合》

〈小学校〉

学級数	令和9年度(見込み)	
6以下	2校	杉戸第三・泉※(6)
7～11	2校	西(10)、高野台(8)
12～18	2校	杉戸(16)、杉戸第二(12)
19以上	—	—

※泉小は今後の児童の推移によっては4学年と5学年で複式学級の可能性もあり

町立中学校の規模(普通学級)

令和3年5月1日現在

〈中学校〉

学級数	令和3年度		令和9年度(見込み)	
5以下	1校	東(4)	1校	東(3)
6～9	1校	広島(9)	1校	広島(9)
10以上	1校	杉戸(18)	1校	杉戸(15)

3 学校の小規模化に伴うメリット・デメリット

一般的に、学校規模が小さいと、以下のようなメリットが存在すると言われています。

- (1) 児童生徒一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。
- (2) 学習活動や学校行事等において、児童生徒一人ひとりの活躍や登場の機会が多くなる。
- (3) 異学年との学習活動や体験的な学習、校外学習を機動的に行いやすい。
- (4) 校庭や体育館など、余裕を持って使用することができる。
- (5) 全教職員の意思の疎通が図りやすく相互の連携が密になりやすい。
- (6) 保護者や地域社会との連携が図りやすい。

一方で、児童生徒数が極端に少なくなった場合、以下のようなデメリットがあると言われています。

- (1) クラス替えができないことから、人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- (2) 人数が限られ、様々な考え方に触れる機会や、お互いに切磋琢磨する機会が得られにくい。
- (3) 限られた人数の児童生徒の中で、社会性や協調性等が育みにくくなる。
- (4) 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の行事・教育活動の活気・活性化が図られにくくなる。
- (5) クラブ活動や部活動の種類が限定され、活動の幅が狭くなりやすい。
- (6) 学級数に応じた教員配置となるため、特に中学校では専門教科担当教員が配置されない場合が出てくる。
- (7) P T A活動等、保護者の負担が大きくなる。

4 適正規模・適正配置の基準

① 適正規模の考え方

望ましい学級数の考え方として、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要になります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

上記のことから、杉戸町立小中学校の1学校あたりの望ましい学級数を次のとおりとします。

(適正規模の基準)

- | | |
|--------------|------------|
| 【小学校の望ましい規模】 | 12学級から18学級 |
| 【中学校の望ましい規模】 | 9学級から18学級 |

※学校教育法施行規則 第41条

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない。

中学校については第79条において小学校の規定を準用している。

② 適正配置の考え方

通学距離及び通学時間等について文部科学省の手引では、通学距離の目安を、小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内としており、通学時間の目安をおおむね1時間以内としています。

杉戸町においても、これに準ずることを基本とします。

ただし、今後の学校統廃合等に伴う遠距離の通学については、スクールバス等による通学についても検討を行う必要があります。

(適正配置の基準)

【小学校の通学距離】 おおむね4km以内

【中学校の通学距離】 おおむね6km以内

【通学時間】 おおむね1時間以内

5 適正規模・適正配置の推進の方策

① 学校統廃合（学校再編）について

学校は児童・生徒の教育のために設置されている施設であり、学校統廃合の適否の検討に当たっては、児童・生徒の教育条件の改善の視点を中心に据えるべきですが、地域住民から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所であるとともに、防災、保育、地域の交流の場など様々な機能を有している場合も多く、学校づくりがまちづくりと密接に関わる場合も多いところです。こうした中であって、「地域とともにある学校づくり」が求められていることを踏まえれば、学校統廃合の適否を検討する上では、学校教育の直接の受益者である児童・生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子ども達の保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めるものとします。また、単なる学校統廃合だけではなく、小中一貫校や義務教育学校への移行等を含め、学校再編として幅広い選択肢の中から検討を進める必要もあります。

② 通学区域の見直しについて

学校の適正配置の検討に当たっては、児童・生徒の通学条件を考慮する必要があります。学校統廃合（学校再編）を行うことは、児童・生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、5で定めた適正配置の基準をもとに児童・生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるように努めるものとします。

6 適正規模・適正配置の具体的な進め方

① 学校統廃合（学校再編）の検討基準

5で定めた基準に基づき、適正規模の基準を下回ることが見込まれる学校については、学校統廃合（学校再編）の適否について検討を始めるものとします。また、適正規模の基準を上回る学校についても保護者等の意向に応じて、学校統廃合（学校再編）の適否について検討することもできるものとします。

② 学校統廃合（学校再編）の検討手順

学校統廃合（学校再編）を検討する際には①で示した検討基準に基づき、学校統廃合（学校再編）の適否について検討する場合は、以下に示す手法等で、保護者、地域住民、学校関係者と連携・協力して取り組むものとします。なお、学校施設は建築後25年を経過している建物が多く存在し、老朽化が進んでいることから学校統廃合（学校再編）を検討する際には建物の劣化の状況についても考慮するものとします。

○杉戸町立小中学校通学区域等審議会

学校統廃合（学校再編）を検討する際には、杉戸町立小中学校通学区域等審議会へ改めて諮問するものとします。

○町長部局との連携による検討

学校統廃合（学校再編）については、多額の予算支出を伴う可能性があることや、まちづくり戦略の一環として行う必要があることから「総合教育会議」等を利用し教育委員会と町部局との緊密な連携のもとに検討を進めるものとします。

○説明会の開催等

学校統廃合（学校再編）の対象となる学校の保護者、地域住民等に対して説明会等を開催し、相互理解を図るものとします。